

緊急通行車両確認標章の交付手続の簡素化について

警察庁は、平成23年3月16日、平成23年東北地方太平洋沖地震の被災地における物資の不足解消を促進するため、以下の措置を講じた。

1 食料品等の輸送車両の手続の簡素化

これまで、被災地に食料品・生活用品を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付対象である貨物車両の要件は、

① 広く販売・配布される食料品・生活用品（燃料を含む。）を輸送するもの（現に積載しているものに限る。）

② 企業（消費生活協同組合、特定非営利法人等の法人を含む。）が使用するもの

③ 目的地が福島県・新潟県以北（福島県・新潟県を含む。）のものとしていたところ、

(1) 目的地を問わず標章を交付することとした。

(2) 大型自動車等（別紙参照）であれば、警察署における積載の確認を不要とし、車検証の写しで足りることとした。

2 標章交付申請の簡素化

標章交付の申請を次のとおり簡素化する。

(1) 一括申請を受理

緊急通行車両確認標章について、複数台分の一括申請を可能とする。

(2) 緊急通行車両確認証明書記載内容の類型化

緊急通行車両確認標章と共に交付する緊急通行車両確認証明書の記載内容を

○ 「通行日時」欄 = 発行日から1ヶ月後までの期間

○ 「通行経路」の「目的地」欄 = 東北・関東（新潟県を含む。）全域と類型化する。

3 交通検問所におけるタンクローリーへの標章交付

被災地にガソリンを輸送するタンクローリーに対し、各インターチェンジ等（緊急交通路付近）の交通検問所において緊急通行車両確認標章を交付する。

積載状況の確認を不要とする大型自動車等

- ア 貨物の運送の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上の普通自動車（いわゆる「1ナンバー車」）
- イ 人の運送の用に供する道路運送車両法上の普通自動車（いわゆる「2ナンバー車」）
- ウ 特種の用途に供する道路運送車両法上の普通自動車及び小型自動車（いわゆる「8ナンバー車」）
- エ 道路運送車両法上の大型特殊自動車（いわゆる「9ナンバー車」及びいわゆる「0ナンバー車」）
- オ 事業用自動車（いわゆる「緑ナンバー車」及びいわゆる「黒ナンバー車」）